

令和2年2月1日

安全管理者・衛生管理者・労務管理者へもご回覧下さい！！

事業主各位

事業主	安全管理者	衛生管理者	労務管理者

一般社団法人酒田労働基準協会  
会長 高橋 幸雄

## 『低圧電気取扱業務特別教育』のご案内

低圧電気の取扱いは、高圧電気の取扱に比べて安易に取扱われがちですが、低圧電気による感電災害の死亡者の割合が高圧電気によるものよりも高い傾向にあります。

このような災害を防止するためには、電気取扱作業者が当該作業を安全に行うために必要な知識及び技能を身につけることが重要になります。

労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第4号により、「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務」または、「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に労働者をつかせるときは、労働者に対し、安全衛生のための特別教育を行うことが法令で事業者に義務づけられています。

この事から、標記の安全衛生教育を開催することに致しました。

貴事業場に該当者がおりましたら、この機会に法令違反とならないよう、是非受講頂きますようご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時： 令和2年4月23日(木) 8時45分～17時55分
2. 会 場： ル・ポットフー 6F (酒田市幸町1-10-20 TEL26-2218)
3. 受講申込期限： 4月16日(木)  
尚、期限前でも定員になり次第締切ります。
4. 受講料： 基準協会会員 12,700円/名 (税込・テキスト・昼食代含む)  
会員外 17,100円/名 (税込・テキスト・昼食代含む)
5. その他： 遅刻等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

## 申込要項

1. 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316  
◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金(口座番号 136413)  
 振込手数料は、貴社にてご負担願います。  
 また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
2. 申込先： 〒998-0044 酒田市中町 2-5-19 一般社団法人 酒田労働基準協会  
 問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項： ※ 受講の取り消しは、講習日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには、受講料の返金は致しません。  
 ※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。  
 ※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。  
 ※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

## 『低圧電気取扱業務特別教育』 受講申込書

事業場名			
所在地	〒 _____ TEL ( _____ )		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名 (フリガナ)	生年月日	現住所
		S . H 年 月 日生	
		S . H 年 月 日生	
		S . H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

令和2年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会展行